

## 教育委員会 平成23年度 11月定例会会議録

○日 時 平成23年11月16日(水) 9時30分開会、11時25分開会

○場 所 鎌倉市役所 402会議室

○出席委員 林委員長、山田委員、朝比奈委員、下平委員、熊代教育長

○傍聴者 7人

○本日審議を行った案件

### 1 報告事項

- (1) 委員長報告
- (2) 教育長報告
- (3) 部長報告
- (4) 課長等報告

アスクールソーシャルワーク・サポーター派遣事業について

イ鎌倉市図書館振興基金条例運用基準について

ウ鎌倉国宝館正月三が日の臨時開館について

エ行事予定(平成23年11月16日～平成23年12月31日)

- 2 議案第23号鎌倉市立小・中学校県費負担教職員人事異動方針について
- 3 議案第24号鎌倉市における特別支援学級設置の基本方針について
- 4 協議事項 教育委員会事務局等の組織の見直しについて
- 5 議案第25号鎌倉市スポーツ施設条例等の一部改正の申し出について

## 林委員長

定足数に達したので委員会は成立した。これより11月定例会を開会する。本日の議事日程はお手元に配付したとおりである。なお、日程4の協議事項「教育委員会事務局等の組織の見直しについて」は未成熟段階での協議となるため、また、日程5の議案第25号「鎌倉市スポーツ施設条例等の一部改正の申し出について」は、日程4に関連するものであるため、いずれも、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項の規定により、非公開にしたいと思うが異議はないか。

(異議なし)

## 林委員長

異議なしと認め、日程4及び日程5については、非公開とする。

本日の会議録署名委員を下平委員にお願いする。では、日程に従い議事を進める。

### 1 報告事項

#### (1) 委員長報告

## 林委員長

10月28日に姫路市の市教委、並びに小・中学校に行き来たので報告をする。姫路市は平成23年度より全中学校区で小・中学校連携を行っており、モデル推進校の小・中施設一体型の学校に行き来た。カリキュラム開発等、学校全体で取り組んでいることが進んでいると感じた。かなり努力をして、市や県からの費用面での援助がほとんどない中、兵庫県内の教育大学からカリキュラム開発等で支援を受けながら、今まで通りの人材を進めている。こちらも参考にしながら鎌倉市の小・中学校連携も進めていきたい。

#### (2) 教育長報告

特になし

#### (3) 部長等報告

特になし

#### (4) 課長等報告

##### ア スクールソーシャルワーク・サポーター派遣事業について

## 教育センター所長代理

スクールソーシャルワーカーは、平成21年度から県の事業として各教育事務所に配置され、本市においても児童・生徒の置かれている、学校・家庭・友人関係・地域等の「環境」に対して関係機関等と連携して働きかけを行い、課題の改善を図っているところで、当事業については平成22年4月の教育委員会定例会において、報告させていただいた。

このたび事業を補完するものとして、スクールソーシャルワーク・サポーター派遣事業が県で実施されることとなったので、報告するものである。

この事業の主旨は、学校と関係機関等が連携し、子どもが抱える問題に対して、ソーシャルワークの視点に立った、きめ細やかな支援を行うために、県教育委員会がスクールソーシャルワーク・サポーターを市教育委員会に派遣するものである。スクールソーシャルワーク・サポーターは、教育事務所に配置されているスクールソーシャルワーカーを補助しながら支援活動を行うことで、学校と地域の関係機関等との支援ネットワークをより機能させるとともに、より迅速な対応と、より多くの課題解決を図り、いじめ・暴力行為、

不登校など課題の長期化・重大化を防ぐことを目指す。

実施時期は、平成23年11月から平成25年3月までで、今年度は308時間勤務（1日7時間×週2日×22週）となる。経費負担については、県教育委員会が負担する。

質問・意見

#### 山田委員

サポーターは直接子どもと接するのではなく、円滑的に組織が機能するための手助けをするのか。学校の中には、他にもカウンセラー等がいると思うが、実際にうまく機能しているのか。

#### 教育センター所長代理

スクールソーシャルワーカーが大変多忙なため、国・県としてそれを補完する事業としてスクールソーシャルワーカー・サポーターを立ち上げた。職務は、スクールソーシャルワーカーの職務に追加して、（1）スクールソーシャルワーカーの補助、（6）小中合同ケース会議等、中学校区連携ネットワークの推進、（7）その他、児童・生徒の課題解決を図るために必要と認められるもの、がある。直接子どもと接するかどうかだが、基本的には学習支援等でその役目を負うことはない。ただ、子どもの状況を把握するために、授業の様子を見たりすることはある。

スクールカウンセラーは市内の全中学校で1名ずつ、9名が週に1回勤務している。中学校区内の小学校も担当している。小学校には心のふれあい相談員がいる。ただ、勤務日は異なっていると思う。問題があり必要と判断されれば、スクールソーシャルワーカーの指示のもと、スクールソーシャルワーカー・サポーターがカウンセラーや心のふれあい相談員、学校、保護者との日程調整を行う。

#### 山田委員

ソーシャルワーカー、カウンセラー、心のふれあい相談員等、いろいろな立場・条件の方がいる。問題を抱える子どもにとって、相談をする人がいろいろと代わっても頼れるのか、1人の人が担当したほうがいいのではないか。

#### 教育センター所長代理

スクールカウンセラーは臨床心理士が多い。子どもの心の内面的な悩みを受ける。心のふれあい相談員は、集団に入れない子どもや、学校に一人が残っているような子どもと話をしながら、問題があれば、先生と一緒に相談をして直接子どもと関わっていく。それに対して、スクールソーシャルワーカーとスクールソーシャルワーカー・サポーターは、環境との関わりの中でその子どもの問題が生まれているという視点に立ち、その子どもの問題

を解決するための環境調整をすることが主な仕事である。

#### **山田委員**

それは上手く機能しているのか。子ども達は、それぞれの職種の方の理解をしているのか。

#### **教育総務部次長**

子どもたちの相談相手は、まずは一番話をしやすい学級担任、または学年の先生である。その先生を通じて、スクールカウンセラーや心のふれあい相談員の方をお願いしていく。先生に相談しにくい場合は、中学生はスクールカウンセラーに、小学生は心のふれあい相談員に直接相談する。その場合には、カウンセラーや相談員から、学級担任や生徒指導の先生に連絡があり、学校単位で支援していく。学校内や地域では支援が難しい場合は、スクールソーシャルワーカーが外部の関連機関と連携をするため、調整を行う。これらは、学校が子どもたちの状態を見ながら、どの対応がよいかケース会議を開き決めていく。さまざまな外部機関と連携を図るために、スクールソーシャルワーカーが必要とされている。

#### **林委員長**

外部機関とはどういったところか。

#### **教育センター所長代理**

児童相談所、保健福祉事務所、医療機関、その子どもが通っている塾やフリースクール等の先生、地区の民生委員・児童委員の方などである。

#### **下平委員**

11月1日からということだが、鎌倉市には何名いらっしゃるのか。どのような方が採用されているのか。

#### **教育センター所長代理**

県が公募し、応募された方を市で選考して、推薦を行った。県がその方の面接を行い、正式に辞令が出るのが18日である。私どもで推薦した方は、社会福祉士・精神保健福祉士・教員免許をお持ちの方である。

#### **朝比奈委員**

スクールソーシャルワーカーは、スクールカウンセラーや心のふれあい相談員の総称ではないのか。

### 教育センター所長代理

ソーシャルワーカーの国家試験としてあるのは、社会福祉士と精神保健福祉士と介護福祉士である。ソーシャルワーカーの一分野として、スクールソーシャルワーカーが位置づけられる。スクールソーシャルワーカーは、国家資格を持ったソーシャルワーカーである。スクールカウンセラーは、日本心理学協会が認めた臨床心理士が多いのだが、国家資格ではない。

### 林委員長

スクールソーシャルワーカーの職務を具体的に教えてほしい。

### 教育センター所長代理

スクールソーシャルワーカーの職務の第一義は、「問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ」である。県内に9名しかおらず足りないため、国がスクールソーシャルワーク・サポーター事業を始めた。スクールソーシャルワーカーの要綱を後日提出させていただく。

### 林委員長

スクールソーシャルワーカーは各学校にどのくらい勤務するのか。

### 教育センター所長代理

22年度は鎌倉市に重点配置をしていただいたので、年間35日派遣された。23年度は重点配置ではなくなったので、強化巡回事業を利用し22年度より継続している問題等に、時間を作ってあたっていただいている。

スクールソーシャルワーカーは県より湘南三浦教育事務所に派遣されている。年度ごと重点配置される市町が決まる。それ以外の市町は、要望を出して来てもらうことになる。依頼しなければソーシャルワーカーは学校へは来ない。

### 林委員長

スクールソーシャルワーク・サポーターはどうか。

### 教育センター所長代理

今年度は、教育センター相談室に週2日、308時間勤務である。主に、小学生でまだ相談室が把握していない不登校の子どもの確認や、問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけを行う。単独で行うのではなく、学校やスクールソーシャルワーカーと連携を取りながら行う。

## 山田委員

スクールカウンセラーや心のふれあい相談員は定期的に学校に行っているのか。

## 教育センター所長代理

スクールカウンセラーは主に中学校の生徒・保護者・教員の相談に乗る。心のふれあい相談員は各学校に週一回、4時間ほど勤務する。長年いらっしゃる方もいるので、児童や保護者にもなじみが深いと思う。

## 山田委員

子どもが問題を抱えた時、先生に相談すると告げ口のようにとられたり、親に相談しても親から先生に話をするのが難しかったり等で、どうしたらよいか迷うケースが多いと思う。学校とはあまり関係のない立場の方に相談できる場はあるのか。

## 教育総務部長

まずは先生に相談するのだと思うが、難しい場合、中学校はスクールカウンセラーに、小学校は心のふれあい相談員に相談する。中学校では相談の部屋をとり、スクールカウンセラーにいてもらい、入りやすいように工夫している。心のふれあい相談員は、授業中や休み時間に子どもの日常の姿を見てもらい、仲間に入っていけない子どもに対しては声かけを行ったりもしている。

スクールソーシャルワーカーは、問題を抱える子どもの周辺環境を含めたケアをしていたく方だが、市では配置できていない。県で湘南三浦地区に1人配置している。22年度は鎌倉市が重点配置されたので、ほぼ週に1度、7時間ほど来ていただき、教育センターと連携して各学校で問題を抱える子どもに対応してもらった。湘南三浦地区に1人では足りないので、今回各市に1人ずつサポーターを配置することになり、週に2回、1日7時間の勤務である。各学校の問題はまずサポーターが対応し、スクールソーシャルワーカーと学校と相談をしながら進めていこうとしている。

## 学務課課長代理

養護教諭に相談をする子どももいる。メンタルな理由で頭やおなかが痛くなり、原因を聞き出すのはなかなか難しいが、養護教諭と担任が連携をして対応していく場合もある。学校内には、支援が必要な児童がいる場合、中心として支援を考えていく教育相談コーディネーターがおり、担任・養護教諭・教育相談コーディネーターが連携をして、日常の子どもの様子を見ていくという体制が出来ている。

## 林委員長

整理して一覧表にしてほしい。

## 下平委員

昨年、または今年、スクールソーシャルワーカーが対応した事例にはどのようなものがあるか。

## 教育センター所長代理

10月末の段階で、小中あわせて、5校6ケースに関わってもらっている。子どもが不登校で家族が病んでいるケースや、経済的にサポートが必要なケース、医療面で再検討が必要なケースなどがある。22年度から引き続けているケースに新たなケースが加わっている。小・中学校からもスクールソーシャルワーカーに入ってもらいたいという希望もある。サポーターが配置されることにより、今までより厚みのある支援ができるのではないかと思う。

## 教育センター指導主事

1つの事例として、不登校の子どもの家庭の教育力が低下していることで、学校から教育センターに相談があり、学校の会議にスクールソーシャルワーカーが参加し、支援の方向性を打ち立てたことがあった。暴力行為のある生徒のケースも学校の会議に参加した。

## 林委員長

昨日初等少年院に行ってきた。中学生から高校1年生くらいまでの子どもが入っている。刑務官の方が、子どもたちが問題を起こす1番の原因は、居場所がないことである、とおっしゃっていた。収容者が100人ほどいた時期もあったのだが、現在は63人だそうだ。薬物・窃盗・暴力等だけではなく、問題行動が多様化しているのではないか。小学校4年生くらいから学校で居場所がなくなってしまった子どもが、少年院に来ることが多いそうなので、心のふれあい相談員の方にもケアをお願いしたい。

(報告事項アは了承された。)

## イ 鎌倉市図書館振興基金条例 運用基準について

### 中央図書館長

鎌倉市議会9月定例会において「鎌倉市図書館振興基金条例」が原案通り可決され、10月20日付で公布されました。その際議会から意見が付されたことから、条例を運用するに当たって必要な事項を定めた「運用基準」を作成する準備を進めていることを報告する。お手元の「鎌倉市図書館振興基金条例の運用基準(案)」をご覧ください。

運用基準2、3では、条例でいう貴重な図書資料の収集、保存及び保管並びにそれに要

する図書設備の充実その他の図書館事業の振興を図るための財源に充てる場合には、中央図書館長からの諮問により鎌倉市図書館協議会において審議をすること、市長は、基金を処分する際には、その審議の結果を尊重することを規定している。

運用基準4では、条例で「貴重な図書資料」とあるものについて具体的に示している。

その内容は、備品として収集されるもので、ア 鎌倉を主題とした古絵図、古地図、錦絵等の古典籍類、イ 鎌倉在住の著名人の蔵書や著名入りの著書等、ウ 鎌倉を主題とした近現代を知るための紙資料等、エ 鎌倉の近現代の古写真等、オ 鎌倉を主題とした近現代の視聴覚資料等、カ その他鎌倉ゆかりの図書資料等となっている。

さらに、条例第1条の「その他の図書館事業」の解釈については、その前段の「本市の郷土資料を初めとする貴重な図書館資料の収集、保存及び保管並びにそれに要する図書館設備の充実」を趣旨とする図書館事業であるとしている。

質問・意見

(特になし)

(報告事項イは了承された。)

#### ウ 鎌倉国宝館正月三が日の臨時開館について

##### 鎌倉国宝館副館長

鎌倉国宝館の休館日については、「鎌倉国宝館の設置及び管理に関する条例施行規則」第2条で、12月29日から翌年の1月3日まで休館日とする旨定められている。

従来、この規定に基づき鎌倉国宝館は、年末・年始を休館としていたが、本館は鶴岡八幡宮の境内にあり、正月三が日には多数の初詣客があることから、初詣帰りの来館者が見込まれるため、同規則第2条第2項の規定を適用し、試行的に臨時開館しようとするものである。

なお、正月三が日は多数の初詣客があり、八幡宮境内においても通行規制等がなされるなど大変な混雑が予想されることから、来館者の混乱を防ぐため、広報等による十分な周知や、館内に警備員の配置など、来館者、展示品等の安全を図るよう努めたいと考えている。

質問・意見

##### 下平委員

今回開館してみて、よければ再来年以降も続けるのか。警備員の配置等、開館に伴う問題はありますか。



### 鎌倉国宝館副館長

来館者数等の統計を取り、検討していく。再来年以降はまだ分からないが、来館者が多く継続していくならば、条例の改正等も必要になる。経費の面からは、窓口・警備の委託料、職員の時間外での出勤が必要になる。費用対効果を検討して今後の対応を考える必要がある。

(報告事項ウは了承された。)

### エ 行事予定 (平成23年11月16日～平成23年12月31日)

質問・意見

特になし

(報告事項エは了承された。)

## 2 議案第23号 鎌倉市小・中学校県費負担教職員人事異動方針について

### 林委員長

日程の2 議案第23号「鎌倉市小・中学校県費負担教職員人事異動方針について」を議題とする。議案の説明をお願いする。

### 学務課課長代理

本件は、県費負担教職員の人事異動に係り、神奈川県教育委員会から示された『神奈川県公立学校教職員人事異動方針』を受けて、平成24年度の教職員人事事務が円滑に行われるよう、基本方針を策定しようとするものである。

基本方針は、第一として、「適材を適所に配置すること」、第二として、「教職員の編成を刷新強化すること」、第三として、「全市的・全県の視野に立って、広く人事交流を行うこと」の3点である。これらの基本方針に関わる重点について説明する。

まず、「適材を適所に配置すること」について、各学校が目指す「創意工夫を生かした特色ある学校づくり」に係り、学校長は、自らの経営方針を達成するため、人材の確保を求めるところだが、教育委員会としては、各学校長の要望をかなえるような教職員の異動について極力配慮していきたいと考えている。

次に、「教職員の編成を刷新強化すること」についてだが、若手教員を軸とした新規採用及び他市町からの転任採用を考えている。

新規採用については、平成23年度は、小・中学校あわせて21人（小15・中6）を配置することができた。来年度も、（現在の定数上の欠員数などをもとに算定し、）適切な数の採用を県教委に要望していく。また、他市町からの転任採用によって、中間年齢層の教員の確保にも努めていきたいと考えている。

最後に、「全市的・全県的視野に立って、広く人事交流を行うこと」についてだが、先ほどの編成の刷新とも関連するが、他市町や行政機関での経験を生かして、鎌倉の教育を担える人材を確保するために、各関係機関に積極的に働きかけて人事交流を行いたいと考えている。

これらの重点をもとに、関係機関の積極的な協力のもとに、教職員の適正な配置に努めていく。

質問・意見

#### 林委員長

昨年との変更点はあるか。あるならば理由も伺いたい。

#### 学務課課長代理

特に変更した点はない。

#### 林委員長

採用は何名を予定しているのか。

#### 学務課課長代理

まだ退職者が確定していないので、何名採用するかは決まっていない。昨年は、新規採用が21名、他市町からの転任採用が10名だった。昨年とほぼ同じくらいではないかと想定する。転出は1名だった。

#### 林委員長

臨時的任用教員が鎌倉市の教員採用試験に受かって、そのまま同じ学校に配属される事例が増えているそうである。「特色ある学校づくり」に関し、特色を理解している先生方が新規採用され同じ現場に配属されることはいい傾向だと思う。

（採決の結果、議案第23号は原案どおり可決された）

### 3 議案第24号 鎌倉市における特別支援学級設置の基本方針について

## 林委員長

日程の3 議案第24号「鎌倉市における特別支援学級設置の基本方針について」を議題とする。議案の説明をお願いします。

## 教育指導課長

現在、本市の特別支援学級は、拠点校方式で設置されており、小学校16校中7校、中学校9校中4校に知的障害、自閉症・情緒障害特別支援学級を設置している。

しかし、近年障害のある子どもが増加しており、その子どもたちや保護者が地域の学校へ通うことを希望する傾向が強くなってきたことから、特別支援学級基本方針検討委員会を設置し、本市における特別支援学級の設置の在り方について検討し、別紙資料の「基本方針」をまとめた。

基本方針として、本市の市立小中学校全校に知的障害、自閉症・情緒障害特別支援学級を設置するとしている。

設置については、「3 設置計画」にあるように、地域、学区等を考慮して小学校を5ブロック、中学校を4ブロックに分け、就学希望状況や学校施設状況等を考慮し、開設校、開設規模、開設年度を決定していく。

これに伴って、就学先についての考え方は、「4 就学先の決定について」にあるように、特別支援学級入級については、これまで同様、対象児童生徒の教育的ニーズを把握し、鎌倉市就学指導委員会の意見を聴いたうえで決定することとするが、就学先については、原則として、学区内の学校に特別支援学級が設置されている場合は当該校に就学すること、学区内の学校に特別支援学級が設置されていない場合は同一ブロック内の学校に就学することとなる。

24年度からは、後期実施計画に本事業を位置付け、順次開設していく。

## 質問・意見

## 下平委員

例えば西鎌小区に対象となる児童がいた場合、西鎌小には特別支援学級の設置がないので、同じブロックの中で設置がある富士塚小に通うということか。

## 教育指導課長

ブロックの中で、特別支援学級を整備していく。余裕教室や財政上の問題もあるが、西鎌小に対象となる児童がいると分かった場合は、開級の計画を進める。条件がそろわず開級できない場合は富士塚小に通ってもらうことになる。現在は特別支援学級のある学校全ての中から選択ができていたが、来年度は基本的にはブロック内の学校に通うことになる。

#### 下平委員

近年障害のある子どもが増加している、とあったが、理由はどんなことが考えられるか。

#### 教育指導課長

子どもの数は減っているが、特別支援学級を希望する子どもは、国・県・市いずれでも増加している。鎌倉市では、平成16年には72名の在籍者だったが、平成22年度は117名になっている。およそ1.63倍である。全国でも1.6倍で、県でも1.66倍である。

#### 下平委員

保護者の希望だけで特別支援学級に入るかどうかが決まるのか。

#### 教育指導課長

特別支援学級は個に応じて特別な教育課程を進めることから、希望だけではなく、就学相談をした上で、就学指導委員会という専門チームの会議によって、特別支援学級に適か否かが決定される。

#### 山田委員

医師の診断等は必要ないのか。

#### 教育指導課長

近年、障害を持つ子どもの保護者に、個に応じた指導を望む方が増えている。その教育的ニーズに沿って、学校の中で指導・支援していくことが重要だと思う。就学指導委員会で、その子どもの観察を行い、保護者の意見を直接伺い、1人1人特別支援学級が適か、通常学級が適か、もっと細かい支援が必要だということで特別支援学校が適か決めていく。医師の診断は必要としていない。

#### 山田委員

中学校卒業後は続けて支援が受けられるのか。

#### 教育指導課長

県立の特別支援学校（養護学校）があり、特別支援学級の生徒は特別支援学校に進学するケースが多い。発達障害を持っているが通常学級で学ぶ生徒は、他の生徒と同じように受験をして高校に進学をするケースが多い。

#### 下平委員

保護者から特別支援学級に入りたいという希望が増えた背景は、自閉症やアスペルガーの情報が広まってきて、保護者に危惧が広がっているからか。実際に、長い間先生として現場にいて、特別支援学級に入る方がいいのか、多少その傾向があっても通常学級で他の子どもたちと一緒に過ごした方がいいのかどうか、どう考えるか教えてほしい。

#### **教育指導課長**

以前から周りとのコミュニケーションがとれないお子さんはいた。特別支援学級希望者がこれだけ増えてきた理由には、発達支援室ができ、早期発見・早期対応を心がけているからだと思う。一番力を入れているのは、5歳児くらいの幼稚園・保育園の段階で、早いうちから支援を受けている。その方々が、小学校に入っても継続的に支援を受けたいという希望があるかと思う。

#### **朝比奈委員**

生活習慣や環境ホルモンが原因で、発達障害が増えているならば問題だと感じたが、そうではないようだ。自分も小学生の時に同じクラスに発達障害のある友達がいる、親しく楽しく過ごした思い出があるので、かなうならばみんなと一緒に過ごすのがいいのではないかと思う。しかし綿密な対応が必要な場合もあるのだから、全校に特別支援学級が開級できたらいいと思う。

#### **林委員長**

設置計画の(2)に、「開設校、開設年度については、就学希望状況や学校施設状況等を考慮し決定していく。」とあるが、基準はあるか。

#### **教育指導課長**

中学校については、学区内の小学校に対象の児童がいると分かるので、計画的に進めていけると思っている。小学校については、こどもみらい部と連携し、あおぞら園の在園児の住所などから情報を把握し、準備をしていく。余裕教室等の場所の確保や、財政面も考慮しなければならない。不確定要素が多いので、何年にどの学校に開設するか等は、細部検討しながら進めていきたい。

#### **林委員長**

数字を見ると環境が変化していると痛切に感じる。スクールソーシャルワーカーとの関連もあると感じた。

(採決の結果、議案第24号は原案どおり可決された)

## 林委員長

次の日程の4及び日程の5は非公開となったので、関係職員以外退席のため、ここで一旦休憩とする。傍聴者も退席をお願いします。

## 4 協議事項 教育委員会事務局等の組織の見直しについて

### 林委員長

日程の4 協議事項「教育委員会事務局等の組織の見直しについて」を議題とする。協議内容の説明をお願いします。

### 教育総務部次長兼教育総務課長

現在、鎌倉市では、平成24年度を初年度とする後期実施計画を着実に推進するための体制づくりを目指すため、また、昨今の不安定な社会経済情勢や厳しい財政状況を鑑み、簡素で効率性の高い組織、市民の視点に立ったわかりやすく利用しやすい組織の整備を行うため、平成24年4月1日付で、組織の見直しを行う予定である。これに伴い、教育委員会が行っている事務で市長部局に移管する事務等が出てくる。

このことについて、市長から、議案集その2 2ページの「教育委員会事務の市長部局への移管等について」のとおり、協議依頼があったので、その内容について協議をお願いするものである。

組織の見直しの概要について説明する。議案集その2 15ページの骨格図をご覧ください。骨格図の向かって左側に「現行」の体制を、右側に「見直し後」の体制を記載している。現在、教育委員会事務局は、教育総務部と生涯学習部の二部となっているが、これを再編し、教育部と文化財部とする。

まず、教育部だが、教育総務課の総務担当と生涯学習部生涯学習課の総務担当を統合して総務担当とする。ただし、生涯学習課総務担当が行っていた鎌倉文学館、鎌木清方記念美術館及び美術館整備事業にかかる業務については、議案集その2 2ページにある協議書の1の(2)から(4)にあるように市長部局の経営企画部文化人権推進課(現、文化推進課)に移管するものである。これは、鎌倉芸術館、川喜多映画記念館などとあわせ、文化施設の維持管理業務を集約し、事務の効率化を図るためである。

また、生涯学習部生涯学習課の鎌倉生涯学習センター及び4つの学習センターについては生涯学習センターとして教育総務課の中に位置付けるものである。

学校施設課から教育センターまでは変更はない。中央図書館については、生涯学習部から教育部に移す。そして、議案集その2 2ページの協議書の2の(1)にあるように市長部局の総務部総務課が行っていた市史編さんに関する事務を補助執行することとなることに伴い、近代史資料担当を新設するものである。また、奉仕担当を資料サービス担当に

名称変更するものである。

生涯学習部のスポーツ課だが、スポーツ施設の整備に際しては、まちづくりという視点からも検討を行う必要があるため市長部局に移管し、さらにスポーツは市民活動のひとつと考えることができることから、市民活動部（現、市民経済部）の所管とする。行っていた事務については、議案集その2 2ページの協議書の1の（1）にあるように、市長部局に移管するが、学校体育施設の開放に関する事務については、協議書の3の（1）にあるように引き続きスポーツ課に補助執行させるものである。

次に、文化財部だが、鎌倉の世界遺産への登録を見据え、文化財関連組織の整備、強化を図るため、生涯学習部の文化財課と鎌倉国宝館を所管する部として文化財部を新設する。

また、文化財課だが、これまでは文化財担当の1担当だったが、新たに史跡担当、博物館機能等整備推進担当を新設する。

以上、組織の見直しにより、現在、教育総務部、生涯学習部の2部10課であったものが、教育部、文化財部の2部8課となる。

質問・意見

特になし

（「教育委員会事務局等の組織の見直しについて」は、協議内容に同意する事とする。）

## 5 議案第25号 鎌倉市スポーツ施設条例等の一部改正の申し出について

林委員長

日程の5 議案第25号「鎌倉市スポーツ施設条例等の一部改正の申し出について」を議題とする。議案の説明をお願いする。

生涯学習部次長

議案集その3を参照いただきたい。先ほど、市長からの協議依頼に基づき、当教育委員会において、平成24年4月1日付けの機構の見直しについて協議いただき了承された。

これを受け、現在、教育委員会が所管している「鎌倉市スポーツ施設条例」「鎌倉市スポーツ推進審議会条例」、「鎌倉市文学館条例」、「鎌倉市鏑木清方記念美術館条例」の一部改正が必要となることから、これら条例の一部改正を市長へ申し出ようとするものである。

改正する条例案は、2ページから3ページを参照いただきたい。詳細については、新旧対照表により、説明する。

まず、スポーツ施設条例の一部改正だが、4ページから7ページを参照いただきたい。第3条（指定管理者による管理）、第4条第2項（臨時開場日）、第5条第2項（臨時開場

時間)、第13条(使用の承認)、第14条(使用の承認の制限)、第18条(用途以外の使用及び特別の設備)、第19条(使用の承認の取消し等)及び第22条(損害賠償)の条文中の「教育委員会」を「市長」に改める。また、第23条第1項(指定管理者の指定)中の「教育委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「教育委員会が」を削る。第24条(委任)中の「教育委員会が」を削る。

次に、鎌倉市スポーツ推進審議会条例の一部改正だが、8ページを参照いただきたい。

第2条(所掌事務)中の「教育委員会の」を「市長の」に改め、「し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議」を削る。第3条第3項(組織)及び第9条(委任)中の「教育委員会」を「市長」に改める。

次に、鎌倉市文学館条例の一部改正だが、9ページから10ページを参照いただきたい。

第4条(指定管理者による管理)、第5条第2項(臨時休館日)、第11条第2項第3号(文学館資料の特別利用)及び第13条(損害賠償)中の「教育委員会」を「市長」に改める。第14条第1項(指定管理者の指定)中の「教育委員会」を「市長」に改め、同条第2項中の「教育委員会が」を削る。第15条(委任)中の「教育委員会」を「市長」に改める。

次に、鎌倉市鏑木清方記念美術館条例の一部改正だが、11ページから12ページを参照いただきたい。

第4条(指定管理者による管理)、第5条第2項(臨時休館日)、第11条第2項第3号(鏑木美術品等の特別利用)及び第13条(損害賠償)中の「教育委員会」を「市長」に改める。第14条第1項(指定管理者の指定)中の「教育委員会」を「市長」に改め、同条第2項中の「教育委員会が」を削る。第15条(委任)中の「教育委員会」を「市長」に改める。

3ページにお戻りいただきたい。

経過措置として、施行前の鎌倉市スポーツ施設条例、以下3つの条例の規定によりなされた申請、処分その他の行為は、それぞれ改正後の鎌倉市スポーツ施設条例、以下3つの条例の相当規定によりなされた申請、処分その他の行為とみなす。

なお、この条例の施行期日だが、平成24年4月1日から施行しようとするものである。

質問・意見

特になし

**(採決の結果、議案第25号は原案どおり可決された)**

**林委員長**

以上で本日の日程は終了した。11月定例会を閉会する。